

事業者・認定農業者など“はかり”を使う皆様にお知らせです

※ 一般のご家庭にある“はかり”は対象になりません。

回
覧

はかりの 定期検査

取引や証明用に
使われるはかりは
検査が必要です

9月22日（月）10:30～12:00 河野住民センター

9月24日（水）10:00～12:00 南条勤労者体育センター
13:00～15:00

「計量器（はかり）の定期検査」新規お申し込み、お問い合わせ先
南越前町観光まちづくり課 藤原 0778-47-8002